

(別紙1)

(1) ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ

ミバエ類のリスク管理措置の選択肢としてシステムズアプローチの設定及び使用に関するガイドライン

*システムズアプローチとは、2つ以上の独立した措置の組合せ、累積的効果を統合するリスク管理手法(例えば、低発生地域の設定、収穫時期及び抵抗性品種の選定、低温貯蔵、収穫後処理等)

(2) ISPM No. 15に採用する新たな消毒処理の提出 (ISPM No. 15の付録)

ISPM No. 15 (国際貿易される木材こん包材の規制) の附属書 (承認済みの消毒処理) に植物検疫処理を追加するための試験手続及び処理効果確認の基準に関するガイドライン

(3) 国際貿易される栽植用植物の総合措置アプローチ

栽植用植物 (種子は除く) に対し、輸入検査等単独措置に代わる又は追加する総合的な病害虫リスク管理のための措置の策定及び実施に関するガイドライン。

栽培地の認定、栽培中における生産管理、輸出入植物検疫当局及び生産者の責任、要求事項に不適合な場合の措置等を含む。

(4) チチュウカイミバエに対する放射線処理 (ISPM No. 28の附属書)

ISPM No. 28 (病害虫に対する植物検疫処理) の附属書に追加する候補として、提案。

チチュウカイミバエに対する放射線照射による植物検疫処理基準案。対象品目は全ての果実、果菜類を対象とし、最低吸収線量は100Gy、効果は羽化防止。

(5) プラムポックスウイルスの診断プロトコル (ISPM No. 27の附属書)

ISPM No. 27 (病害虫に対する診断プロトコル) の附属書に追加する候補として、提案。

Plum pox virus (プラムポックスウイルス) の検定と同定のための方法を提供するガイドライン。